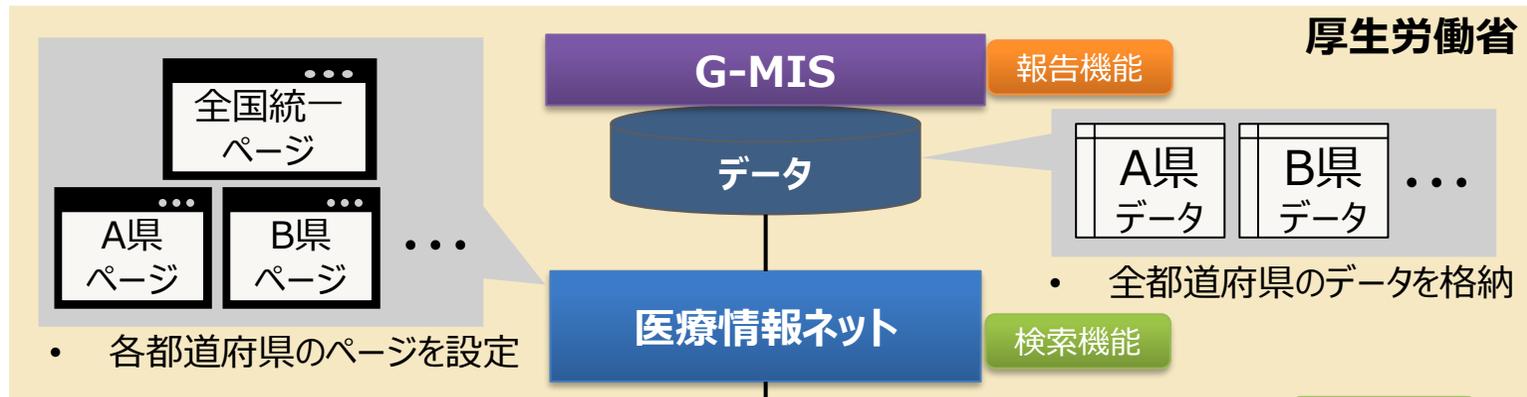


医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度

- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度は、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）及び全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を活用し、都道府県が実施主体として運用される。
- 病院等及び薬局は、G-MISによる方法等により、医療機能情報・薬局機能情報について、年1回以上報告する。
- 都道府県は医療情報ネットを活用して、病院等及び薬局から報告された医療機能情報・薬局機能情報を公表し、住民・患者への情報提供を行う。



報告機能

- 病院等及び薬局は、G-MISによる方法等により医療機能情報・薬局機能情報を都道府県に報告
- 都道府県は、医療情報ネットを活用して公表に係る事務を実施

検索機能

- 医療情報ネットから検索

インターネット

